

○釧路市丹頂鶴自然公園条例施行規則

平成19年3月29日

釧路市教育委員会規則第24号

改正 平成23年3月30日教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、釧路市丹頂鶴自然公園条例（平成17年釧路市条例第214号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開園時間及び休園日)

第2条 釧路市丹頂鶴自然公園（以下「鶴公園」という。）の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたときは、これらを変更し、又は臨時に休園することができる。

区分	開園時間	休園日
4月10日から体育の日まで	午前9時から午後6時まで	無休
体育の日の翌日から4月9日まで	午前9時から午後4時まで	12月31日から1月3日までの日

(入園券の購入)

第3条 鶴公園に入園しようとする者は、入園券を購入しなければならない。

(入園料の減免)

第4条 条例第3条第1項ただし書に規定する特別の理由は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 特別支援学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特別支援学級の児童及び生徒並びにそれらの引率者が入園するとき。
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者及びその引率者が入園するとき。
- (3) 市内に居住する65歳以上の者が入園するとき。
- (4) 保育所、幼稚園、小学校及び中学校の児童及び生徒を引率する保育士及び教諭が入園するとき。
- (5) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

2 条例第3条第1項ただし書の規定により入園料の減免を受けようとする者は、減免申請書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、前項第1号から第4号までの規定に該当する者については、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、証明書、

療育手帳その他その身分を証明するに足りる書類を入園の際提示することにより申請に代えることができる。

(入園料の後納)

第5条 条例第3条第2項ただし書の規定により入園料の後納をすることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 官公署が公用で入園料を納入する場合
- (2) その他教育委員会が特に必要と認めた場合

(入園料の還付)

第6条 条例第4条の規定により入園料の還付を受けようとする者は、還付申請書を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(移管に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、釧路市事務分掌規則の一部を改正する規則の施行等に伴う関係規則の整理等に関する規則（平成19年釧路市規則第16号）第14条の規定による廃止前の釧路市丹頂鶴自然公園条例施行規則（平成17年釧路市規則第234号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年3月30日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。